

事 務 連 絡
平成21年11月13日

演習林 教職員各位

九州大学農学部事務長
笠 敏治（公印省略）

自家用車の業務使用登録申請について（通知）

このことについて、自家用車を業務用として使用する場合の取扱要項が定められましたので、お知らせします。

については、自家用車を業務用として使用する場合は、取扱要項並びに次の事項を確認の上、農場・演習林総務係にて登録・申請等の手続きを行ってください。

1. 「九州大学における自家用車の業務使用に関する取扱要項（以下「要項」とする）」を必ず参照ください。
2. 自家用車を業務用として使用できるのは、公用車の利用ができず、要項別表のキャンパス間を移動する必要があるときのみです。（別表の修正・追加は出来ません。）
3. キャンパス間の移動についての「原則」は、公共交通機関、公用車、プリペイドカード、バスカード等により行うものであること。
4. 自動車損害賠償責任保険、任意保険に加入し、要項4の要件を満たしていること。
5. 要項5の職員の運転基準を満たしていること。
（職員には、有期契約職員、パート職員も含まれる。）
6. 登録・申請・請求手続きについて
 - 1) 事前に自家用車業務使用【登録・変更】申請を行うこと。（別紙様式1）
自賠責保険及び対人・対物賠償保険、人身障害保険の記載のある任意保険の（写）1部を添付すること。
 - 2) 業務に自家用を使用する際は、その都度使用許可申請書を提出し、事前に許可を得ること。（別紙様式3）
 - 3) 当月使用分については、翌月3日までに請求書を農場・演習林総務係に提出すること。（別紙様式4）
7. 全学教育に係る授業等は、高等教育開発推進センター（伊都地区全学教育事務部）にて登録・申請等の手続きを行うこと。

【注意事項】

- 1) 地区間移動に伴う有料道路の利用料金を請求する場合は、必ず領収書または利用証明書（ETC利用の場合）を添付すること。
- 2) 損害賠償については、当該職員の責任となること。
- 3) 自家用車を業務に使用して起こした事故については、大学は責任を負わないこと。
- 4) セミナー等の利用によることは出来ない。
- 5) 各キャンパスへの入構料は支給の対象外です。（バスカード利用のこと）
- 6) 各キャンパス間の移動のみが対象です。自宅等からの移動は認められません。